

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	15 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	31 件
国民年金関係	13 件
厚生年金関係	18 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月及び同年 5 月

私は、A 市在住時の 22 歳になった昭和 46 年*月に国民年金に加入して、保険料は勤務先に市役所の方が集金に来ていたので、その方に納付していた。また、20 歳の国民年金被保険者資格取得時までさかのぼって国民年金保険料を納めた。

昭和 48 年 6 月 17 日に B 県 C 町に転居したが、住所変更の手続を同町役場で行い、その後の国民年金保険料は同町役場の担当窓口で納めた。

私の国民年金納付記録を見てもらえば分かるが、申立期間の 2 か月以外に未納期間は無く、すべて納付しており、申立期間の国民年金保険料は A 市で納めたか、転入後の C 町で納めたのか確かな記憶は無いが、年金手帳にも「納入済」の表示があり、必ず納めているはずである。

納めた保険料が、正しく年金として受給できるよう記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 2 か月と短期間である上、申立人は、60 歳到達時までの国民年金加入期間において、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の保険料の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人が所持する国民年金手帳の申立期間に係る印紙検認欄に、「市・町にて納入済」の印が押されていること、及び C 町が申立人の転入時に発行し、申立人が所持する国民年金保険料納付書兼保管証の申立期間直後の領収日付押捺欄に領収印が押されていることを考慮すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年7月から52年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年7月から52年3月まで

私は、昭和51年7月ごろ、A市役所で国民年金の任意加入手続をし、その時に付加保険料の納付申出も一緒に行い、以後の国民年金保険料は、定額保険料と一緒に付加保険料も納付した。

私の国民年金保険料納付記録では、付加保険料の納付は昭和52年4月からとなっているが、途中から付加保険料の納付申出をした記憶は無い。

申立期間は、定額保険料のみの納付と記録されており、付加保険料を納付したことになっておらず、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳及びB市C区役所が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年7月30日に払い出されるとともに、国民年金への加入は任意加入であったことが推認される。

また、申立人は、国民年金加入以降について、複数回の転居による国民年金の住所変更手続、厚生年金保険被保険者及び国民年金第3号被保険者への種別変更手続はいずれも適切に行われ、60歳に到達するまでの国民年金任意加入期間について、申立期間を除き、付加保険料を含めた国民年金保険料をすべて納付しており、国民年金制度に対する理解も深く、かつ、納付意識も高かったと考えられる。

さらに、上記の年金手帳及び被保険者名簿には、付加保険料の申出日が任意加入と同日の昭和51年7月30日である旨の記載があることを踏まえると、付加保険料の申出当初から定額保険料のみを納付し、付加保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年12月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年12月から58年3月まで
② 昭和59年6月

私は、申立期間当時、A市で店を営んでおり、取引銀行はB銀行C支店だったが、銀行の人が店に来たときに国民年金保険料を支払ったこともあるし、自分で銀行の窓口で支払ったこともある。

お店の経費や税金はきちんと支払っていたので、国民年金保険料も間違いなく支払っていた。

申立期間の国民年金保険料を納付していたものとして認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が20歳到達時の昭和46年*月から申立期間①直前の56年11月までの期間及び申立期間①直後の58年4月から59年5月までの期間の国民年金保険料はすべて現年度納付されていることが確認できる上、国民年金の住所異動手続も適正に行われているなど、申立人の国民年金保険料の納付意識は高く、申立人が申立期間①の保険料を納付しなかったとすることは不自然である。

一方、申立期間②については、申立期間②後の期間の国民年金保険料が未納であったものを、昭和61年10月から62年4月にかけて過年度納付していることが確認できる上、申立期間②直後の59年7月から同年9月までの国民年金保険料を61年10月27日に過年度納付していることが確認できることから、この時点において申立期間②は時効となり、申立人は国民年金保険料を納付することができなかったと考えられる。

また、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 12 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から同年10月まで

昭和36年に国民年金制度が始まったが、私は、国の行う制度には入っていた方が良くと思い、近所の仲の良い奥さん方と一緒に、国民年金制度の説明会場であったA町内会長の自宅に出かけて説明を聞き、その日のうちに加入手続を行ったことを憶えている。国民年金保険料は、市役所から3か月ごとに集金に来ていた。

年金をもらい始めたころにB県C市にある社会保険事務所で調べてもらったところ、昭和36年4月から同年10月までの国民年金の納付記録が無いことが分かったが、その時はあきらめていた。

しかし、私は当時保険料を納付したことをしっかり憶えている。未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月ごろ、当時申立人が居住していたD市E区F町の町内会長宅で国民年金制度の説明会が行われ、その日に国民年金の加入手続をしたと供述しているところ、同会長の息子から、同年4月ごろ区役所の職員が自宅に来て、国民年金制度の説明及び加入手続が行われたとの供述が得られた上、申立人の知人から、申立人と一緒に上記説明会に参加したとの供述も得られたことから、申立人は同年4月に国民年金の加入手続を行ったことが推認できる。

また、D市では、申立期間当時は、市役所が委託した集金委員等が3か月ごとに国民年金の加入者宅を回り保険料を集金していたことが確認できる上、申立期間当時、申立人宅に手伝いに来ていた申立人の知人から、申立人宅の留守番をしていた時、国民年金保険料の集金委員が申立人宅に来たとの供述が得られている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 6 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 26 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 6 月から 61 年 3 月まで

昭和 52 年 5 月に結婚後、同年 6 月に A 市 B 区役所に行き、自分で国民年金の任意加入手続をした。それ以降、自分できちんと国民年金保険料を納付していたが、ねんきん特別便で、20 か月の保険料の未納期間があることが分かり驚いた。

確認すると、任意加入の手続をした直後の 10 か月及び申立期間の 10 か月の合計 20 か月の国民年金保険料が未納と記録されていたが、最初の 10 か月の未納記録については、領収書があったので、納付記録が訂正された。

申立期間については、領収書は無く、どういふ方法で納付していたのかも思い出せないが、将来のためにきちんと納付していたと思うので、再調査をして、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録及び A 市 C 区役所が保管する国民年金被保険者名簿の記録から、申立人は 20 歳に到達した昭和 46 年 * 月から国民年金保険料を納付しており、結婚後も 52 年 6 月に任意加入手続を行った以降の国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の国民年金保険料の納付意識の高さがうかがえる。

また、昭和 52 年 6 月から 53 年 3 月までの期間については、社会保険庁のオンライン記録により、当初、国民年金保険料が未納とされていたところ、申立人が所持する当該期間の「国民年金保険料領収書」及び上記被保険者名簿の記録から、当該記録が平成 20 年に納付済みと訂正されており、申立人に係る行政の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがえる。

さらに、申立期間は 10 か月と比較的短期間であるとともに、申立期間直後の昭和 61 年 4 月の国民年金第 3 号被保険者への種別変更手続きが適切に行われており、申立期間の前後の期間において、住所の変更等も無く、申立人の生活状況に特に大きな変化も認められないことから、申立期間の国民年金保険料についても納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 43 年 6 月に個人営業を営み、A 町（現在は、B 市）指名業者等として同町役場が行う工事の入札に参加していた。

当時、税金等の未納がある場合は、同町役場から入札に指名されないの
で、国民年金の保険料納付も気を付けていた。

申立期間について国民年金保険料が未納とされていることに納得できな
い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間であるとともに、申立人は、20 歳に到達した昭和 40 年*月から平成 3 年 1 月に厚生年金保険被保険者となるまでの国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の国民年金保険料の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、昭和 40 年 10 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料を同年 8 月 24 日に、42 年 3 月分を同年 6 月 15 日に、44 年 1 月から同年 3 月までの分を同年 7 月 17 日に、51 年 12 月から 52 年 3 月までの分を同年 5 月にそれぞれ過年度納付していることが確認でき、申立人が、「申立期間当時、A 町指名業者等として、税金等の未納がある場合は、同町役場が行う工事の入札に指名されなくなるので、国民年金保険料の納付についても、気を付けていた。」と主張していることを踏まえると、申立人が、国民年金保険料の未納が生じないよう納付に努めていた事情がうかがえる。

さらに、申立人が申立期間に納付したとする国民年金保険料額は、申立期間当時の国民年金保険料額と一致し、申立人の主張は基本的に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年9月から53年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年9月から53年8月まで

私は20歳になった時にA市B区役所で国民年金の加入手続きを行い、保険料は自宅で集金人に納付した。その後、結婚した時に、再度、同区役所で加入手続きを行い、引き続き保険料を納付してきた。

社会保険事務所に年金記録の照会をしたところ、結婚前の申立期間について納付記録が無いとのことであったが、納付できない。申立期間の保険料を納付したことは間違いないので、納付記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立期間に係る別の国民年金手帳記号番号が申立人の主張どおりに払い出されていることが確認できる上、申立期間は12か月と比較的短期間である。

また、申立人は、申立期間直後の結婚時に国民年金に任意加入しており、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、被保険者の種別変更も適切に行っていることが確認でき、申立人の保険料の納付意識及び年金制度への関心の高さがうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を自宅で集金人に納付したと主張しているところ、これは、申立期間当時のA市B区役所管内における国民年金保険料の収納方法と一致しており、申立人の主張は基本的に信用できる。

加えて、申立人は、申立期間当時、個人営業の店に勤務しており、転居の事実も無く、生活状況に大きな変化は認められないことを踏まえると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日は平成5年11月1日、資格喪失日は6年7月21日であると認められることから、申立期間に係る資格の取得日及び喪失日を訂正し、申立期間の標準報酬月額については17万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年11月1日から6年7月21日まで
平成5年11月から6年7月まで勤務したA社の厚生年金保険の被保険者記録を社会保険事務所に照会したところ、5年11月1日付けの厚生年金保険被保険者資格取得の記録は取り消されているとの回答であった。
保管している給与明細書により、申立期間の厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

公共職業安定所の雇用保険被保険者記録により、申立人が、平成5年11月1日から6年6月20日までA社に勤務していたことが確認できる。
しかしながら、社会保険庁のA社における申立人に関する記録によると、平成5年11月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるが、6年7月20日に当該資格取得の記録が取り消されており、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日は5年11月30日となっていることから、当該取消処理は、さかのぼって行われたものと判断できる。
また、申立人は、平成5年11月分から6年7月分までの給与明細書を所持しており、8か月分の厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。
これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年11月1日に取得した厚生年金保険被保険者資格の取消処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該資格取得の取消処理に係る記録は有効なものと認められないことから、申立人の資格取得日は取消処理される前の社会保険庁の記録の同年11月1日であり、また、資格喪失日は給与明細書から6年7月21日であると認められる。
また、申立期間の標準報酬月額については、資格取得取消前における平成5年11月の社会保険庁の記録から、17万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和38年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月1日から同年5月1日まで
年金記録を照会したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いとの回答をもらった。

当該期間はB社から関連会社のA社に異動した時期であるが、勤務期間に空白は無く、継続して勤務していた。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する申立人に係る在職履歴及び雇用保険被保険者記録並びに同僚の供述から判断すると、申立人がB社及び同社の関連会社に継続して勤務し（昭和38年4月1日にB社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和38年5月の社会保険事務所の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料は保管されておらず不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の医療法人A病院における資格喪失日に係る記録を平成9年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を59万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年3月31日から同年4月1日まで
平成9年3月31日まで医療法人A病院に勤務していたのに、同年3月の厚生年金保険の加入記録が無い。
申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

医療法人A病院が保管する申立人に係る労働者名簿、給与台帳及び公共職業安定所の雇用保険被保険者記録並びに事業主の回答により、申立人が当該事業所に平成9年3月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、医療法人A病院が保管する平成9年3月の給与台帳に記載されている申立人に係る厚生年金保険料控除額から、59万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日について、平成9年4月1日とすべきところ、同年3月31日を喪失日とする届を提出した。」と回答していることから、事業主が平成9年3月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和40年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月1日から同年10月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いとの回答があった。

申立期間については、A社C支店から同社D支店に異動した時であり、厚生年金保険の事務手続の誤りだと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する申立人の「所属履歴」、公共職業安定所の雇用保険被保険者記録及び同僚の供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和40年10月1日にA社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和40年3月の社会保険事務所の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「当時の関係資料が保管されておらず不明である。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（26万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年5月1日から9年4月30日まで

A社に勤務していた期間の厚生年金保険の標準報酬月額の記録を確認したところ、申立期間中に40万円ほどの給与をもらっていたにもかかわらず、標準報酬月額が9万2,000円にさかのぼって引き下げられていた。当該記録の訂正について事業主から説明は無く、社会保険事務所から指摘されるまで知らなかった。社会保険関係の事務等には関与した記憶も無く、自分としては全く事情を知る立場ではなかったため、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初は26万円と記録されていたところ、A社が適用事業所でなくなった平成9年4月30日の翌日の同年5月1日付で、7年5月1日にさかのぼって9万2,000円に引き下げられていることが確認できる上、同僚にも9年5月1日付で標準報酬月額がさかのぼって引き下げられていることが確認できるが、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た26万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 23 年 2 月 21 日まで
社会保険事務所の記録では、A社における厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとされている。
しかし、脱退手当金の請求手続きをしたことも、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3年4か月後の昭和26年7月8日に支給決定されたこととなっているとともに、申立人が勤務していたA社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である23年2月21日の前後1年以内に資格喪失し、かつ、脱退手当金の支給要件を満たしている女性3人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、支給記録が確認できるのは申立人のみであることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、当該事業所に勤務していた申立人の同僚は、「申立期間当時、事業所から脱退手当金等についての説明は無かった。」と供述している上、申立人が同事業所を退職した直後から同居している申立人の夫は、「当時、脱退手当金に関する知識は無く、脱退手当金は受給していない。」と供述している。

さらに、脱退手当金が支給されたとする額は、法定支給額と102円相違しているが、その原因は不明である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和 62 年 2 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 11 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社における被保険者資格喪失日が昭和 62 年 1 月 31 日であるとの回答があった。しかし、同年 1 月 31 日まで勤務していたことは事実であるので、資格喪失日を同年 2 月 1 日に訂正し、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録、B社が提出した申立人の昭和 62 年 1 月分の給与台帳及び同社の回答等から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 61 年 12 月の社会保険事務所の記録から、11 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 62 年 2 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 1 月 31 日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 1 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

1 申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和29年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 事業主は、申立人が昭和39年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、40年5月20日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人のD社（現在は、E社）に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額は3万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和29年5月26日から同年6月1日まで
② 昭和39年10月1日から40年5月20日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間①、及び同社から関連会社であるD社に転籍した申立期間②に係る被保険者記録が無いとの回答があった。継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、E社が提出した申立人のA社における勤務期間を含む在職証明書、及び申立人の同僚の供述等から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和29年6月1日にA社C工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこ

とが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和 29 年 4 月の社会保険事務所の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は当時の社会保険関係資料は保存しておらず不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について、D社の厚生年金保険被保険者原票において、申立人と同姓同名かつ同一生年月日の基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

また、E社株主総会資料及び申立人の同僚の供述から判断すると、申立人は申立期間②においてD社に勤務していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和 39 年 10 月 1 日に被保険者資格を取得した旨の届出及び 40 年 5 月 20 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、未統合の厚生年金保険被保険者記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月から同年9月まで

申立期間の国民年金保険料納付記録を照会したところ、保険料を納付された記録は確認できなかったとの回答をもらった。申立期間の国民年金保険料は、夫婦二人分をA銀行B支店で自分の預金口座から口座振替で納付したので回答に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の妻の分と一緒に同じ預金口座から口座振替で納付していたので、申立人の保険料のみが未納となっていることに納得できないと申し立てている。

しかしながら、C市役所が保管する国民年金被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）及び社会保険庁のオンライン記録（以下「オンライン記録」という。）により、申立人の妻は、申立期間の国民年金保険料を昭和63年4月27日に前納していることが確認できるが、C市役所は、申立期間当時、国民年金保険料の前納は納付書により金融機関で納付することとされており、口座振替の取扱いは無かった旨の回答をしており、口座振替で納付していたとする申立人の主張と一致しない。

また、オンライン記録により、申立人は昭和63年3月までの国民年金保険料を納付することにより、国民年金の加入可能年数（27年）が保険料納付済期間となり、老齢基礎年金が満額支給されていることが確認できる上、申立人の被保険者名簿には、「加入可能年数に達したため、63年度より未納」の記載があり、C市役所は、申立人以外にも同様の記載が確認でき、当時、加入可能年数を完納した被保険者に対して、納付不要の説明をしていたと思われる旨

を回答している。

さらに、オンライン記録により、昭和 63 年 10 月分の国民年金保険料については、平成 2 年 12 月 12 日に社会保険事務所で納付書が発行され、3 年 1 月 24 日に納付されていることは確認できるものの、申立期間については納付されていることを確認できないほか、申立人が口座振替をしていたとする金融機関に照会したが、申立期間についての入出金の記録は保存されていないため、口座振替の状況を確認することはできない旨の回答を得ている。

なお、制度上、60 歳に到達するまでの期間が申立人の国民年金加入期間となるが、申立人は、生年月日から、老齢基礎年金の額に関する経過措置（昭和 60 年改正国民年金法附則第 13 条）に該当するため、申立人の国民年金の加入可能年数は 27 年（324 か月）であり、申立人は申立期間の保険料を納付しなくても老齢基礎年金は満額支給となり、加入可能年数を超えて納付しても老齢基礎年金の基本額の増加は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年7月から59年3月までの期間及び60年4月から平成2年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年7月から59年3月まで
② 昭和60年4月から平成2年3月まで

昭和50年9月に国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料は、A市役所の担当窓口かB銀行C支店で、納付書により毎月納付していたので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付書により毎月納付していたと申し立てているが、A市では、国民年金保険料の毎月納付開始時期は昭和62年4月からと回答しており、申立期間①の納付方法と一致しない上、社会保険事務所が保管する特殊台帳から、59年4月から60年3月までの期間は申請免除であり、このうち、59年10月から60年3月までの国民年金保険料を平成6年10月31日に追納していること、及び申立期間②直後の2年4月から同年9月までの国民年金保険料を同年10月25日に一括納付していることなどが確認でき、申立内容と一致しない。

また、A市役所が保管する国民年金被保険者名簿及び国民年金記録書（電算記録）によると、申立人の元夫も、申立人と同じく申立期間の国民年金保険料が納付されている記録は確認できないほか、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月から52年3月まで

昭和50年9月に、自営業の開店のためにA市からB市に転居した。転入届と同時に国民健康保険の加入手続をした。妻がまだA市にいたため、すぐに書類が受理されなかったことを記憶している。その時に国民年金に加入し、保険料を納付してきたはずなので、申立期間が未納期間とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B市役所が保管する国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳により、申立人は、昭和52年度から60歳に到達するまでの期間の国民年金保険料について、現年度で納付していることが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年8月に払い出されていることから、この時点において、申立期間は過年度納付以外によっては国民年金保険料を納付することができないが、申立人は、同時期に住民票の異動を伴わない転居をしたことは記憶しているものの、国民年金の加入手続及び当時の保険料納付の方法についての記憶は明確でなく、また、さかのぼって国民年金保険料を納付したことの記憶は無く、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間の一部である昭和51年4月以降については、B市役所が保管する国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳により、同居する申立人の妻の国民年金保険料が現年度で納付されていることが確認できるが、申立人の妻の国民年金手帳記号番号は、その前後の被保

険者の記号番号の払出時期から見て、同年6月ごろに払い出されていたものと推認されるどころ、申立人の妻に聴取しても、国民年金の加入手続及び納付方法に関する記憶は明確でなく、申立人が申立期間の国民年金保険料を過年度納付していた事情はうかがえない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年10月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 10 月から 63 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料納付記録を照会したところ、保険料を納付した記録は確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、納付した場所は憶えていないが、申立期間の国民年金保険料を婚姻前までに一括で追納した記憶があるため回答に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を平成2年10月に婚姻する前までに追納したと主張しているが、申立期間の申請免除期間に係る追納に必要な金額は、申立人が主張する金額と大きく相違する。

また、社会保険庁の記録及びA市B区役所が保管する国民年金被保険者名簿にも、申立人が申立期間の国民年金保険料を追納していたことを示す記録は確認できない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を追納していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに申立期間の国民年金保険料を追納していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年11月から42年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月から42年5月まで

私は、A市役所（現在は、B市）に勤務していたが、昭和41年11月に退職し、それまで加入していた市町村職員共済組合を脱退したことから、直ちに同市役所へ行き、国民健康保険及び国民年金の加入手続を行い、国民年金の窓口で保険料を現金で納付していた。

A市役所に在職中は、国民年金の設立時の加入促進などを行い、国民年金については、専門的な知識をもっており、さらに、昭和36年4月からは、妻を国民年金に任意加入させ、私が国民年金保険料を納付している。

以上のことからして、私は当時のことを鮮明に記憶しており、健康保険証がなければ、病院にもかかれない。そういう時に国民年金の加入期間の空白はあり得ないと確信しており、未加入期間が7か月あることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和43年2月5日に払い出されていることが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の大部分は、過年度納付以外によっては国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、社会保険庁の特殊台帳では、申立期間を含む昭和36年4月から42年12月までの期間は、国民年金の加入期間ではないことを示す「非該当月」の印が押されていることから、社会保険庁では、申立人の国民年金保険料の収納はできなかったと考えられる。

さらに、意見陳述において申立人は、国民年金への加入の際に国民年金手帳は発行されず、国民年金保険料は市役所窓口で現金で納付していたと供述しているが、B市に照会したところ、「申立期間当時、国民年金の加入手続を受けると、国民年金手帳記号番号を付した国民年金手帳を作成し、同手帳は、市役所で預かることは無く、納付組織である婦人会等に預けられ、納付組織は同手帳に基づき国民年金保険料を現金で集金し、集金した保険料は、市役所職員が3か月に1回の頻度で公民館等に赴き、現金を印紙に換えて各加入者の国民年金手帳に貼付し、検認印を国民年金手帳に押していた。」と回答しており、申立人の供述のように、国民年金手帳の発行が無いまま国民年金保険料の収納が行われていたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 6 月から 60 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 6 月から 60 年 6 月まで

私は、昭和 56 年 2 月に会社を退職したが、当時は国民年金の存在をまったく知らなかった。

昭和 60 年 6 月に国民年金に加入した記憶はないが、同年 10 月 31 日現在で国民年金保険料が未納となっているため納付してくださいと書かれた催告状が届いた。この催告状では同年 4 月から 6 月までが未納とされていたが、私が会社を退職してから一度も保険料を支払ったことがないことを主人が知り、二人で A 市 B 区 C 出張所へ行き、私の未納とされている保険料を納付しようとしたが、2 年前までしか納付できないと言われたので、2 年分を支払った。その時、主人が結婚前の保険料まで払わされたと言っていたのを記憶している。

今回、その支払った期間の保険料が未納と言われ納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する催告状では、昭和 60 年 10 月 31 日現在で国民年金保険料が未納となっていると記載されていることから、同催告状は、同年 11 月ごろに申立人に送付されたものと考えられるが、申立人が同催告状を受け取った時点では、申立期間のうち、58 年 6 月から同年 9 月までの国民年金保険料は時効により納付できない期間である。

また、申立人は、催告状が届いた後に申立期間の国民年金保険料を A 市 B 区役所 C 出張所の窓口で一括納付したと供述しているが、申立期間のうち、昭和 58 年 10 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料は過年度納付となり、同出張所の窓口では納付できない上、申立人が所持する 60 年 4 月から同年 6 月までの 3 枚の納付書には、いずれも領収日付印欄への領収日付印が押されていない。

いことが確認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）はなく、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から44年7月までの期間及び44年11月から56年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年7月から44年7月まで
② 昭和44年11月から56年12月まで

高校卒業後、家業に従事していたので、国民年金の強制加入時期からは父が保険料を納付していると聞いていたし、父母も国民年金保険料を納めていた。

昭和51年に父が亡くなった後、私有家業を継ぎ、母が経理をしていたので、母が国民年金保険料を納めていたことを記憶している。57年3月に都合により家業を同業者に譲ったので、その後は国民年金保険料は納めていない。

当時の年金手帳は見当たらず、昭和62年2月に発行してもらった手帳しか持っていない。

再度、調査して、申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和62年2月に払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、国民年金手帳記号番号が払い出された時点において申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立人が所持する年金手帳により、申立人は国民年金手帳記号番号が払い出された時点において、昭和42年7月にさかのぼって強制加入被保険者資格を取得していることが確認できることから、62年2月に国民年金手帳記号番号が払い出されるまでは申立期間は国民年金の未加入期間とされ、申立

人は申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人の両親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立期間における国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明であり、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年5月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年5月から54年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、私が学生だったので、父が国民年金の加入手続、保険料の納付をしてくれていたと思う。当時は20歳になったら国民年金に加入し、保険料を納めるのは当然のことだった。国民年金への加入手続と保険料の納付をしてくれた父は他界しており証明できないが、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の基礎年金番号は、同番号が導入された平成9年1月1日時点で申立人が勤務していたA社の厚生年金保険被保険者記号番号が当てられており、基礎年金番号に国民年金手帳記号番号が統合された記録及び申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない上、申立期間は現在まで国民年金の未加入期間とされていることから、申立人の父親は申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

また、申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立期間における国民年金の加入状況、保険料の納付状況等は不明であり、このほか申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年12月から9年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年12月から9年1月まで

私は、平成8年12月末ごろA社を退職した。その後直ちにB市役所で国民年金の加入手続を行い、妻の分と私の分の保険料を私が納付した。しかし、夫婦の年金加入記録を見比べると申立期間について妻のみが保険料を納付したことになっており、私は未納とされている。保険料額は、私の分と妻の分で合計5万円余であったと思う。

保険料納付を行ったのは間違いないので記録訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の基礎年金番号は、A社の厚生年金保険被保険者記号番号が当てられており、基礎年金番号に国民年金手帳記号番号が統合された記録は見当たらない上、B市の電子記録では、申立人は平成12年1月21日に初めて国民年金に加入しており、それ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらず、申立人が国民年金に加入した時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間後の平成12年1月及び同年2月の国民年金保険料の納付日は、申立人は同年5月、申立人の妻は同年7月と異なることから、申立期間について、申立人の妻の国民年金保険料が納付されていることをもって申立人も国民年金保険料を納付したとまでは言い難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無い上、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関する申立人の記憶は明確ではなく、申立人の国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明であり、このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年10月から54年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年10月から54年12月まで

私は、夫の転勤により昭和51年10月にA県B市よりC県D郡E町に転居し、すぐに同町役場で国民年金の加入手続を行い、保険料は同町役場で欠かさず納付していた。その後53年にD郡F町（現在は、F市）に転居したが、同町では地区役員による集金制度があったので、保険料は集金人を通じて納付していた。

申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年1月にC県D郡F町で、任意加入により払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間は任意加入期間となるため、制度上、さかのぼって納付することもできない期間である。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを裏付ける関係者等の供述も得られず、このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年11月から5年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年11月から5年7月まで

私が学生の時、20歳に到達した平成3年*月ごろ、私の父が、A市B区役所C出張所で私の国民年金加入手続きを行い、同出張所の窓口で私の国民年金保険料を毎月納付し、領収書をもらっていたと聞いているので、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、基礎年金番号導入以前であり、国民年金保険料を納付するためには、国民年金手帳記号番号の払出しがなければならぬところ、社会保険庁のオンライン記録及びA市役所が保管する国民年金被保険者名簿（電子記録）により、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された事情はうかがえないことから、申立期間は、国民年金に未加入の期間であり、国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる上、当該オンライン記録により、申立期間のうち平成5年7月については、厚生年金保険被保険者期間であることが確認できる。

また、申立期間当時、国民年金被保険者資格取得届出（新規取得）を行った際には、被保険者に対し、国民年金手帳記号番号等を記載した年金手帳が交付されることとなっているが、申立人及び申立人の国民年金加入手続きを行ったとする申立人の父親は、いずれも国民年金被保険者資格取得届出に伴い年金手帳の交付を受けていないと供述している上、申立人は、自身が所持する年金手帳に国民年金手帳記号番号等が記載されていないと供述している。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続き及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金加入手続き及び申立期間の国民年金保

険料の納付を行ったとする申立人の父親は、国民年金保険料の納付金額等に関する記憶が明確でないなど、申立期間に係る保険料の納付状況等が不明である。

加えて、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(日記、家計簿等)は無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1577

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から54年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から54年5月まで

昭和54年6月に2回目の国民年金への加入手続を行い、それ以降の国民年金保険料は納付済みとのことであるが、私はそれ以前に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたのではないかと思うので、申立期間が未納の記録となっているのは納得できない。

父からは、国民年金は将来とても大切だから保険料を納めておくようにと再三言われていたので、昭和49年に結婚し、その後の子供のいない5年間に、国民年金に加入しないで国民年金保険料を納めていないことは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和54年6月に2回目の国民年金への加入手続を行う以前にも、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。」旨を供述しているところ、A社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により申立人の国民年金手帳記号番号は、当初、昭和46年10月に払い出されていることは確認できる。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録により、申立人は、昭和47年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことに伴い当該国民年金被保険者資格を喪失していること、及び49年4月1日に当該厚生年金保険被保険者資格を喪失していることは確認できるが、申立人が申立期間のうち、同年4月から51年1月まで居住していたB市において、同市役所が保管する国民年金被保険者名簿には、申立人の国民年金被保険者記録が見当たらないことを踏まえると、申立期間のうち、49年4月から51年1月までの期間は、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立期間の一部を含む昭和 51 年 2 月から 56 年 3 月まで居住していた C 市において、D 社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人に別の国民年金手帳記号番号が 54 年 6 月に払い出されていること、並びに C 市役所が保管する国民年金被保険者名簿により、申立人の国民年金任意加入被保険者資格は同じく同年 6 月に取得されていることが確認できること、及び同年 6 月以前に申立人の国民年金被保険者記録は見当たらないことを踏まえると、申立期間のうち、51 年 2 月から 54 年 5 月までの期間は、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、昭和 49 年 4 月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後の国民年金への加入手続及び国民年金保険料の納付開始時期は明確に記憶していないと供述していることから、申立期間の国民年金加入状況及び国民年金保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1578

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 3 月

昭和 46 年 3 月に会社を退職し、遅滞なく A 市 B 区（現在は、同市 C 区）役所で国民年金への加入手続を行い、その時に、国民年金保険料を納付したのに申立期間が未納になっているのは納得できない。

国民年金への加入手続は昭和 46 年 5 月に行っているとの説明を同市 B 区役所から受けたが、D 社会保険事務所の国民年金被保険者記録照会によれば、国民年金保険料を同年 4 月から納付したことになっており、また、現在所持している年金手帳の「国民年金の記録」欄によれば、国民年金への種別変更手続は同年 3 月 21 日に行っている。

第3 委員会の判断の理由

E 社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 46 年 4 月に払い出されていることが確認でき、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、A 市 C 区役所が保管する国民年金被保険者名簿により、申立人は、昭和 46 年 5 月 26 日に国民年金への加入手続を行っていることが確認でき、この時点で、A 市役所が未納分の国民年金保険料を収納できるのは、現年度納付となる同年 4 月からの国民年金保険料であり、同年 3 月の国民年金保険料は過年度納付となることから、同年 4 月以降の国民年金保険料の納付とは異なる納付方法をとることとなるが、申立人は、同市 B 区役所の担当窓口以外で納付したとは主張していない。

さらに、申立人は、申立期間当時に社会保険事務所へ行ったことはなく、最初に社会保険事務所に行ったのは平成 17 年に国民年金手帳の再発行手続を

行うために出向いた時であると供述している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年6月1日から38年9月1日まで

A社に勤めていた期間は、脱退手当金を受給したが、その後、B社（現在は、C社）で働いていた期間の脱退手当金は受給していない。

社会保険事務所に、支給日、支給金額、支給された相手名、振込された銀行名及び支給の対象となった期間について回答をお願いしたが、「確認する資料が無い。」との回答であった。事実を確認の上、申立期間を厚生年金保険の加入期間と認めた上で、適正な年金記録にしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁の記録上、申立期間と合算して脱退手当金が支給されていたこととなっている申立期間以前に勤務した期間の脱退手当金は申立期間以前に受給しているが、申立期間の脱退手当金は受給していない旨を主張しているところ、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の当該事業所における被保険者期間の脱退手当金の支給記録は確認できず、ほかに当該期間の脱退手当金を申立期間以前に受給していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、社会保険事務所が保管するB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示及び裁定日と推測される「39. 2. 5」の記載が確認できる上、オンライン記録上、申立期間及びそれ以前の期間を基礎とした脱退手当金が申立期間後に支給されており、同一の被保険者番号で管理されている申立期間（27 か月）とそれ以前の期間（57 か月）の計84 か月を支給期間とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さやうかがえないほか、申立人から聴取しても申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月 1 日から 50 年 5 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社（当初は、B社。現在は、C社）に勤務していた期間に係る被保険者記録が確認できない旨の回答を得た。

当時、一緒に働いていた同僚の名前も記憶しており、働いていたことは間違いないので申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が当該事業所における同僚として名前を挙げた4人のうち3人の被保険者記録が確認できること、及びこれらの3人のうちで唯一連絡が取れた同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が当該事業所に勤務して同じ業務を行っていたとして名前を挙げた同僚4人について、申立人は、「私が当該事業所に採用された時には、名前を挙げた当該同僚は既に勤務していた。」と供述していること、及び申立人が同僚として名前を挙げた4人のうち、3人は当該事業所の被保険者名簿により、昭和43年7月1日、46年7月1日及び48年8月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるものの、ほかの一人の同僚については、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことから、申立期間当時、当該事業所では、すべての従業員を一律に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、当該被保険者名簿では、申立人の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことか

ら、申立人の記録が欠落したものとは考え難い上、公共職業安定所の記録において申立人に係る申立期間の雇用保険被保険者記録は確認できない。

さらに、C社では、「申立人に係る関係資料等は保存しておらず、当時の会計担当者は不明であり、申立ての事実を確認できない。」と回答している上、申立人が当該事業所に勤務していた同僚として名前を挙げた者のうち唯一連絡の取れた者は、「申立人が勤務していた記憶はあるが、厚生年金保険料の控除の有無については分からない。」と供述していることから、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1359 (事案 538 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年4月1日から24年4月1日まで
② 昭和24年8月3日から26年1月4日まで
③ 昭和26年5月12日から27年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所へ照会したところ、A基地に勤務した期間のうち、申立期間の記録が無いとの回答をもらった。申立期間も勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしいと申し立てたが、申立期間①においては、厚生年金保険の適用事業所となった以前の期間であること、申立期間②及び③については、私が所属するA基地従業員を管理していたB管理事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に私の名前が無いなどを理由に認められなかった。

その後、同事業所で勤務した同僚の連絡先が判明したので、再調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が所属する駐留軍基地の従業員を雇用管理していたB管理事務所は、昭和24年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立人は、当該期間においては、当該事業所の従業員として厚生年金保険の被保険者であった事情はうかがえないこと、及び申立期間②及び③については、当該事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では申立人の被保険者記録は確認できない上、同事務所の労務者名簿とも一致していることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成20年12月19日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立事業所において同じ業務を行っていた同僚の名前及び連絡先等が新たに判明したことから、再調査をしてほしいとして再申立てを

している。

このため、当該同僚に対し、申立人の申立期間当時の勤務状況を確認したところ、「私が高校在学中であった昭和 25 年 12 月に A 基地の食堂に採用された時には、申立人は既に勤務しており、26 年 5 月までは一緒に同じ業務を行っていたことを記憶しているが、申立人が勤務したとするほかの申立期間については分からない。」と供述していることから、申立期間②及び③の一部について、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していた可能性はうかがえる。

しかしながら、当該同僚に係る厚生年金保険被保険者記録は見当たらない上、当該同僚自身は申立期間当時、学生であり、厚生年金保険の被保険者ではなかったことを認めていることを踏まえると、申立人がすべての申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを裏付ける新たな供述とは認め難く、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人がすべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 1 月から同年 6 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、勤務したことのある A 社に係る記録が無い旨の回答であった。社会保険事務所からは、一度「A 社という会社は確認できない。」と言われたが、私は同社が現在も当時と同じ場所に存在していることを確認している。

A 社には確かに勤務していたし、当時の写真も残っているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社が保管する申立人に係る所得税源泉徴収簿により、申立人は昭和 40 年 4 月 1 日に同社に入社し、同年 6 月 23 日に退職していることが確認できるものの、当該源泉徴収簿の同年 4 月、同年 5 月及び同年 6 月分の「社会保険料の控除額」欄は空白であることが確認できる。

また、A 社に照会したところ、「申立人の勤務が確認できた期間は 3 か月のみであること等から考えると、申立人が試用期間内に退職したため厚生年金保険には加入していなかったのではないか。」との回答を得た。

さらに、社会保険事務所が保管する A 社に係る事業所別被保険者名簿では、申立期間について、申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない上、健康保険の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月1日から32年10月1日まで

社会保険事務所に年金の加入記録を照会したところ、A県B事務所には、昭和29年10月から36年5月まで途中で辞めることなく継続して勤務していたにもかかわらず、その途中の申立期間については、厚生年金保険の加入記録が確認できない旨の回答であった。

勤務期間の途中で勤務内容等が変化したこともないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録、社会保険事務所が保管するA県B事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険手帳記号番号払出簿により、申立人は昭和29年10月1日に当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得、30年4月1日に同資格を喪失し、32年10月1日に同じ手帳記号番号で同資格を再取得、36年5月13日に同資格を再喪失しており、同日付けで被保険者証を返納している旨の記録が確認できる。

また、上記のオンライン記録、被保険者名簿及び払出簿により、当該事業所においては申立人と同様、いったん当該事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得した後、昭和30年4月1日に同資格を喪失し、32年10月1日に同じ手帳記号番号で厚生年金保険の被保険者資格を再取得している者が17人確認できるが、このうち複数の者に照会したところ、これらの者は、申立人と同様、当該事業所の現場作業員として勤務していた旨を供述している。一方、当該被保険者名簿により申立期間においても当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録の継続が確認できる複数の者に照会したところ、これらの者は、当該事業所において事務職又は技術者として現場を監督する立場で勤務していた旨を供述し

ている。

さらに、A県総務部人事課に照会したところ、申立人に係る記録を確認することはできない上、当該事業所は昭和57年4月1日に廃止されており、事業はA県C事務所に継承されたものの、同事務所においても関連資料は無い旨の回答を得ており、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 10 月から 48 年 12 月まで
(A社)
② 昭和 49 年 4 月から 50 年 8 月まで
(B社)

県外で勤務したA社とB社（現在は、C社）では、「社会保険料は差し引くが、国保を作るように。」と言われたことは記憶しており、確かに、給与から社会保険料を差し引かれていた。当時は、言われたことの意味は理解できていなかったが、給与から厚生年金保険料を控除されていたのは間違いないので、申立期間について、納得のいく処理をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、勤務実態に関する申立人の具体的な供述、及び申立人が名前を挙げた同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人が従事した5人以上の従業員を常時使用する業種の事業所が厚生年金保険の適用を受ける適用事業所となったのは、昭和 61 年 4 月であり、申立期間については、任意加入する以外は適用事業所となることは無く、社会保険事務所の記録において、A社の厚生年金保険の適用事業所としての記録を確認できない。

また、申立人と同時期に勤務していた同僚及びA社の役員は、申立期間当時は、国民年金に加入している記録が確認できるとともに、同僚は、「厚生年金保険に加入していなかったと思う。保険料控除については記憶が無い。」と供述している。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与か

ら控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、当時の事業主は連絡先が不明であることから、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

- 2 申立期間②については、勤務実態に関する申立人の具体的な供述、及び申立人が名前を挙げた同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がB社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によれば、B社（昭和57年9月16日に、C社に商号変更。）が平成11年3月1日から14年1月31日までの期間において厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できるものの、申立期間については、厚生年金保険の適用事業所としての記録を確認できない上、現在も事業を継続している事業主は「当時は、厚生年金保険の適用事業所では無かった。」と供述している。

また、申立人と同時期に勤務していた同僚及びB社の役員は、申立期間当時は、国民年金に加入している記録が確認できるとともに、同僚は、「厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と供述している。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、事業主は、当時の人事記録等を保管していないため、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

なお、事業主及び同僚から、「国民健康保険の保険料や負担した医療費の補助として、手当が支給されていた。」との供述が得られている。

- 3 このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 1 月から 43 年 4 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社での二度目の勤務について、昭和43年4月1日からしか厚生年金保険に加入していないとされていることが確認できた。

私は、昭和38年11月に同社に就職し、40年4月に結婚のためいったん退職したが、当時の夫が死亡し、生計を立てるために42年1月には復職していたと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立事業所に復職した経緯を詳細に記憶していること、及び同僚が、申立人は前夫の死亡後すぐに申立事業所に勤務していた旨を供述していること等から、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、当該事業所が保管する人事記録の採用日欄に「43.4.1」と押印されていることが確認できる上、当該事業所に照会したところ、申立期間に係る人員配置図において申立人の名前が確認できない旨の回答を得ている。

また、申立事業所が保管する社会保険に係る台帳により、申立人の健康保険の整理番号及び被保険者資格取得日が昭和43年4月1日と記載されており、厚生年金保険の整理番号欄には健康保険の整理番号と同じ番号が付されていることが確認でき、当該整理番号及び資格取得日は社会保険庁の記録と一致していることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立

人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 9 月 ごろから 35 年 8 月 まで
期間は特定できないものの、昭和 31 年 9 月 ごろから 35 年 8 月 まで A 県の近海において漁船の B 丸 (C 社)、D 丸 (E 社) 及び F 丸 (G 社) に甲板員として乗船していた。

申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和 31 年 9 月 ごろから 2 年以上の期間については、申立人は B 丸 に乗船していたと申し立てているが、社会保険事務所の記録によれば、B 丸 (C 社) は、33 年 9 月 1 日に初めて船員保険の適用を受けており、同日前において船員保険の適用事業所としての記録は確認できない。

また、社会保険事務所が保管する C 社に係る船員保険被保険者名簿には、申立人の被保険者記録は確認できない上、同名簿において記号番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、当該被保険者名簿によれば、当時、申立人が一緒に当該船舶に甲板員として乗船していたとして名前を挙げる同僚 5 人のうち、一人の被保険者記録は確認できるものの、同人は、当該期間より後の昭和 35 年 3 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

2 申立期間のうち、上記の B 丸 を下船後に D 丸 (E 社) に乗船していたとする約 1 年間については、申立人は、当時、一緒に乗船していたとする漁労長、甲板長及び複数の同僚の名前を挙げており、社会保険事務所が保管する E 社に係る船員保険被保険者名簿には、漁労長及び甲板長の被保険者記録は確認できるものの、同僚の被保険者記録は確認できない。

また、当該被保険者名簿には、申立人の被保険者記録は確認できない上、同名簿において記号番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

- 3 申立期間のうち、上記のD丸を下船後にF丸（G社）に乗船していたとする約1年間については、申立人は、当時、一緒に乗船していたとする同僚の名前を挙げているが、社会保険事務所が保管するG社に係る船員保険被保険者名簿には、当該同僚の被保険者記録は確認できない。

また、当該被保険者名簿には、申立人の被保険者記録は確認できない上、同名簿において記号番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

- 4 申立人が申立期間において乗船したとする三つの事業所は、社会保険事務所の記録によれば、すべて船員保険の適用事業所に該当しなくなっており、各事業主の所在も不明のために事業主等の供述を得ることはできない上、申立人が名前を挙げる同僚のうち一人は、「申立人の名前に記憶はあるが、一緒に船ではなかった。」、別の一人は、「申立人について承知していない。」と供述しており、申立期間における勤務実態及び事業主による船員保険料控除の事実について確認することができない。

また、申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立人が申立期間当時、給与から控除されていたとする船員保険料は、申立ての給与月額から算定される船員保険料額とは大きく相違している。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 9 月 21 日から 57 年 2 月 1 日まで
② 昭和 58 年 3 月 1 日から 60 年 8 月 1 日まで

申立期間①はA社に雇用され、B市にあるC社に出向して勤務していた。当時、40万円ぐらいの給与をもらっていた。

申立期間②はD社で勤務し、入社当時から28万円ぐらいの給与をもらっていた。

この二つの会社とも、社会保険事務所の記録にある標準報酬月額が実際にもらっていた給与より低すぎるので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、A社に入社時から40万円ぐらいの給与をもらっていたことを裏付ける資料として、申立人が同事業所を退職した直後に同事業所から振り込まれた銀行の取引明細書を提出しており、これによると、昭和57年2月19日に同事業所から36万7,500円が送金されていることは確認できるものの、事業主により給与から控除されていた厚生年金保険料額は確認できない。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票と社会保険庁のオンライン記録（被保険者記録照会回答票）における申立人の標準報酬月額は一致している。

さらに、申立人が名前を挙げる同僚は、「申立人について承知していないが、若い社員の給与は20万円から30万円ぐらいであった。」と供述しているほか、事業主は既に死亡しており供述を得ることができないことから、

申立てに係る事実を確認することができない。

加えて、申立人が当該期間において、その主張する給与額及びこれに基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料額について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、申立人は、28万円ぐらいの給与を支給するとの説明でD社に入社し、給与は現金により支給されていたと申し立てているが、申立人が名前を挙げる同僚は、「申立人について承知しているが、申立人がどのくらい給与をもらっていたのかは知らない。」と供述している上、事業主は既に死亡しており供述を得ることができないことから、申立てに係る事実を確認することができない。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿と社会保険庁のオンライン記録（被保険者記録照会回答票）における申立人の標準報酬月額は一致している。

さらに、申立人が当該期間において、その主張する給与額及びこれに基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料額について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、両申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月 1 日から同年 6 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に販売補助職員として勤務していた期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いとの回答があった。

申立事業所に勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたと主張している「A社」という事業所の名称は、法務局の法人登記において記録が確認できない上、社会保険事務所の記録によると、厚生年金保険の適用事業所としての記録も確認できない。

また、申立人は、当該事業所の事業主及び同僚の名前を記憶しておらず、同事業所における申立人の勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、申立人が勤務していたとする事業所の所在地及び申立人が従事していた業務内容から判断すると、申立人が勤務していた事業所は、B社である可能性もうかがえる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、公共職業安定所の記録によれば、申立期間における申立人に係る雇用保険被保険者記録は確認できない。

さらに、当該事業所の事業主は、「申立人に係る記憶は無く、当時の関係

資料等は保存していないため、申立ての事実を確認できないが、当時、販売補助や電話セールス担当の女性は、パートで社会保険に加入させていなかった。」と回答している上、同事業所に勤務していた複数の従業員は、「申立人についての記憶は無いが、販売補助者や電話セールス担当者にはパート社員もいたと思う。」、「従業員はパートタイムがほとんどで、厚生年金保険には加入していなかった。」、「電話セールス担当等の職種の人には厚生年金保険には加入していなかった。」と供述していることから、当時、当該事業所では、職種によっては、従業員を厚生年金保険に加入させていなかった事情がうかがえる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年7月22日から25年11月1日まで

私は、昭和43年1月10日にA社（現在は、B社）から満30年の勤続表彰を受けているのに、同社と合併する前のC社に勤務していた期間のうち申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社の系列会社のD社が保管する「工員カード」及び公共職業安定所の雇用保険被保険者記録並びに同僚の供述から、申立人が申立期間においてC社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、D社が保管する申立人に係る労働者年金保険被保険者資格喪失届（昭和24年7月30日付け）には「資格喪失年月日 昭和24年7月22日」、及び労働者年金保険被保険者資格取得届（昭和25年12月22日付け）には「資格取得年月日 昭和25年11月1日」と記載されていることが確認でき、これらの記録は、社会保険事務所が保管するC社の健康保険労働者年金被保険者名簿の記録と一致している。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 12 月 26 日から平成 8 年 2 月 1 日まで
社会保険事務所の記録では、昭和 63 年 12 月 26 日から平成 8 年 2 月 1 日まで勤務した A 社に係る標準報酬月額が、実際の給与支給額に見合うそれより低く記録されている。給与明細書等はないが、申立期間の給料振込金額が分かる資料を提出するので、申立期間における標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によれば、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、法人登記の記録により破産廃止決定されていることが確認できる上、事業主は既に死亡しており、聴取できた事業主の配偶者で当時の取締役は、「会社が倒産して整理したときに賃金台帳等も廃棄し、当時の資料は何も残されていない。」と供述しており、事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

また、申立人は当時の同僚の名前を記憶していないが、社会保険事務所が保管する A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により名前が確認できた同僚 3 人は、「事業主は几帳面な人で、採用されたときから退職するまできちんと厚生年金保険に加入しており、標準報酬月額等についても不審に思ったことはない。」と供述しており、上記被保険者名簿により、申立期間において、申立人及び同僚の標準報酬月額の記録に不自然な点は確認できず、標準報酬月額をさかのぼって引き下げるなど、社会保険事務所において不合理な処理が行われた可能性はうかがえない。

さらに、申立人が提出した申立期間に係る金融機関発行の「預金取引明細

照会（流動性）」の記録からは、事業所からの給与振込額は確認できるものの、厚生年金保険料の控除額を確認することができない上、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年5月1日から23年1月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の被保険者期間を照会したところ、昭和21年5月に入社したA社（現在は、B社）での厚生年金保険被保険者資格取得日が23年1月1日と記録されていることが分かった。入社してC部に配属され、22年9月ごろにD部に異動したが、23年1月1日という日付けに何の記憶も無いし、入社して1年8か月も経過した時点からの被保険者記録であることには納得できない。

申立期間においても勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における記憶が鮮明であること、及び申立人が名前を挙げたA社における同僚の供述などから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立期間においても、申立人が同社に勤務していた可能性が認められる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するA社（D部が所属）の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和23年1月1日と記録されており、申立期間における申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿において、同年1月1日付けで申立人の同被保険者記号番号が払い出されていることが確認できる。

また、申立人は、入社して昭和22年8月ごろまではC部で働いていたと供述しているところ、申立期間において厚生年金保険の適用事業所として確認できるA社C部に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の被

保険者記録は確認できない。

さらに、i) 申立人は「実兄から紹介を受けて自分もA社に入った。実兄の方が先に会社にいた。」と供述しているが、申立人の実兄の資格取得日は、申立人より遅い昭和23年9月1日になっていること、ii) 「D部に移る昭和22年9月より前から勤務しており、一緒にC部で働いていた。」として申立人が名前を挙げた同僚二人の資格取得日は、ともに申立人がD部に移ったと供述している同年9月より後の23年9月10日になっていること、iii) 入社時期を記憶している同僚は、入社から約3年後に被保険者資格を取得していることが確認できることなどから、事業主が、すべての従業員について入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、B社は「当時の資料は残っていない。」と回答しており、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない上、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 1 月ごろから 44 年 1 月ごろまで

A 社に運転手として勤務し、B から県外の C まで、二人で組んで交替で 24 時間以上運転していたこと、1 回往復するのに 3 日かかったことを記憶している。

1 年以上勤務していたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により名前が確認できた同僚 3 人が記憶する勤務期間より、社会保険事務所が記録する各人の被保険者期間が短いことから、事業主は、従業員のすべての勤務期間について厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、公共職業安定所の記録によれば、申立期間に係る申立人の雇用保険被保険者記録は確認できない。

さらに、上記被保険者名簿では、申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、事業主は当時のことは不明としており、事務担当者とも連絡が取れないことから、当時の事情を確認することができない上、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらず

ない。

なお、申立人は、申立期間中の昭和 43 年 6 月ごろに、国民年金の加入手続を行っているとい認められ、申立期間の一部において、同保険料の納付済期間が確認できる。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年1月10日から同年5月20日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、A社B所で働いていたにもかかわらず、記録が見当たらないとの回答をもらった。しかし、当時会社の寮が空いていなかったため、社宅がわりに使用していた現場宿泊所で10人ぐらいで生活していたこと、現場の取りまとめ役であった労務担当課のC氏の親が作業をしていたこと、給料も現場でもらい、税金、食費、部屋代と引かれて手取りはわずかであったことなどを記憶している。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は事業所の名称及び所在地を記憶しており、申立人が名字だけを挙げた同僚3人のうちの二人の記録が申立期間ではないが、社会保険事務所が保管するA社B所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認でき、当該同僚二人のうち一人が、申立人が同事業所に勤務していたことを記憶していることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、i) 上記同僚二人のうち、申立人が「自分が勤務を始める2、3年前から勤めていた。」と供述している一人については、同僚の被保険者資格取得日は申立期間の始期から6か月前であり、残る一人については、申立人は「自分と同時期に勤め始めた。」と供述しているが、同僚の申立期間における被保険者記録は無く、申立期間の終期から2か月後に被保険者資格を取得していること、ii) 別に聴取した同僚のうち、勤務期間を記憶している8人のうち5人が、記憶している勤務期間より短い厚生年金保険の加入記録しか確

認できないこと、iii) 申立人が名前を挙げた同僚の一人から、「この会社は給料も現金ではなく、売店でしか使えない金券だった。自分も働いた期間のすべては厚生年金保険には加入させてもらえていない。ほとんどの人が働いていても年金には入っていない。」との供述が得られ、その他の同僚からも、「自分も県外のDの公共職業安定所に労務担当が募集に来て、昭和28年1月から10月まで勤めたにもかかわらず、7月からしか厚生年金保険の記録が無い。この会社の社会保険の手続はでたらめだった。」、「勤めた期間の全部は厚生年金保険には加入させてもらっていないと思う。最初は仕事を覚えないういけないので、入社してすぐには厚生年金保険の加入手続はされていなかった。」などの供述が得られていることから、事業主が、すべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったことがうかがえる。

また、上記被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものと考える上、社会保険業務センターが保管する厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)においても、申立期間の申立人の被保険者記録は確認できない。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、A社B所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、法人登記の記録では既に解散していることが確認でき、清算人からは、「現在は自分一人が父親から清算人を引き継ぎ、財産を管理する清算人として残っているだけで、会社は存在せず、当時の資料も不明で、既に処分されているのではないか。詳細は不明である。」との回答しか得られない上、申立人が名前を挙げた労務担当者は既に死亡しており、当時の事情を確認することができない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 3 月 3 日から同年 8 月 29 日まで
② 昭和 42 年 6 月 1 日から同年 7 月 30 日まで

厚生年金保険の加入記録について社会保険事務所に照会したところ、A社における申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い旨の回答があった。

私は昭和 41 年 3 月 3 日から 42 年 7 月 30 日まで当該事業所に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における同僚の名前、同事業所の事業内容及び勤務実態について具体的に供述していること、入社日を明確に記憶していること、及び申立人と同じく昭和 41 年 3 月に同事業所に入社したとする同僚が入社時に既に申立人が勤務していたと供述していることから、期間の特定はできないものの、申立人は同事業所に勤務していた可能性がうかがえる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の被保険者記録は昭和 41 年 8 月 29 日から 42 年 6 月 1 日までとなっており、両申立期間における申立人の被保険者記録を確認できない。

また、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は所在が不明であり供述を得ることができず、関連資料が無いことから、両申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、申立期間①については、当時の事務担当者は、「従業員は、入社してすぐには厚生年金保険に加入させておらず、入社して半年か数か月経過後に厚生年金保険に加入させていたと思う。」と供述している上、上記の同僚も、

「私は、最初の半年ぐらいは、給料から厚生年金保険料を控除されていなかった。その年の8月ごろから厚生年金保険料を控除され始めたので、その時から厚生年金保険に加入したと思う。」と供述しており、当該同僚の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日も申立人と同じ昭和41年8月29日となっていることを踏まえると、当該事業所においては、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、申立期間②については、当該期間に勤務していた同僚から申立人の勤務実態についての供述が得られないことから、当該期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

このほか、申立人は両申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたか否かについて記憶していない上、申立人が両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年4月から同年10月13日まで
② 昭和18年10月23日から19年5月まで
③ 昭和21年3月ごろから同年11月ごろまで

社会保険事務所に船員保険及び厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社（現在は、B社）のC丸に乗船していた申立期間①及び②、並びにD社に勤務していた申立期間③に係る被保険者記録が無いとの回答があった。勤務していたことは事実であるので、申立期間を船員保険及び厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、社会保険業務センターが保管する申立人の船員保険被保険者台帳、及び社会保険事務局が保管するA社のC丸の船員保険被保険者名簿では、いずれも、申立人の被保険者資格取得日は昭和18年10月13日、被保険者資格喪失日は同年10月23日となっていることが確認できる。

また、B社が提出した申立人に係る船員カードでは、「昭和18年10月14日、C丸乗船。18年10月21日、同船病気下船。」との記録が確認でき、同記録は、上記社会保険業務センター及び社会保険事務局の船員保険被保険者記録とほぼ一致している。

さらに、B社では、「船員カードのほかに申立人に係る関係資料等は保存しておらず、申立ての事実を確認できない。」と回答している上、C丸に乗船していた申立人の当時の同僚等の連絡先が不明であり供述を得ること

ができないことから、事業主による船員保険料控除の事実について確認することができない。

加えて、申立人は、申立期間①及び②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間①及び②における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①及び②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間③について、申立人が勤務していたと主張しているD社については、社会保険事務所の記録によれば厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できないものの、申立人が同僚として名前を挙げた者の厚生年金保険被保険者記録が、社会保険事務所が保管するE社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できること、及び当該同僚の供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、社会保険業務センターが保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳では、申立人のE社における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間③における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものと考えるのは難しい。

さらに、E社では、「申立人に係る関係資料等は保存しておらず、申立ての事実を確認できない。」と回答している上、申立人が名前を挙げた同事業所における同僚は、「申立人が勤務していた記憶はあるが、当時の厚生年金保険の適用に関する情報については分からない。」と供述していることから、申立期間③における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

加えて、申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 3 月 26 日から 28 年 5 月 27 日まで
② 昭和 29 年 7 月 1 日から 32 年 7 月 10 日まで

社会保険事務所の記録では、A社B工場及びC県D事務所における厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとされている。

脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、申立人に対して脱退手当金を支給したことを示す脱退手当金の支給月、支給金額及び支給決定日が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和 32 年 9 月 26 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人に対する脱退手当金の支給決定時は、通算年金制度創設前の時期である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。